

京都労研

12.24 京都市北区小山
No.6 中瀬町の7
70. 中村水 報気付

兇器準備集合、窃盗容疑の

搜索に名をかりた権力の強

制立入り、ドロボー行為は

許せない。

去る六月二一日(土曜日)深夜十一時半、京都府警、大阪府警合同のイヌ十三名が、二月十四日の党派ゲバに關する兇器準備集合容疑と湖畔別荘窃盗容疑の搜索と称して、夜間搜索令状、身体検査許可令状までもって、我が京都地方地域労組組合の事務所として準備中であつた西丸茶室借断宅に突然侵入し、屋内を荒しまわつたうえ、書類ごとと全く無関係な書類及びふとん、その他を持ち去つた。

持ち去つた(盗んだ)文書・物品からして、明らかに容疑搜索に無関係に我が地域組合をぬらつた弾圧である。「兇器準備」容疑として持ち去つた文書とは、全く無関係な文書と名簿一部であり、窃盗容疑物件と称して持ち去つたふとん、シーツ、カーテンは我々のもてる少いものをもち寄つたものであり、汗にまみれた古いふとんではないか。

我々京都労研はこの権力の犯罪を決して許さない。以上、事実経過の報告に加えて、この向、我が京都労研の斗いとともにあつたみなさんに、この突然の侵入に十分なる予防措置もつて、権力の弾圧、とりわけ、一部書類の持ち去りを許してしまつたことを深く自己批判いたします。

権力は民衆のさ、やかな生活も、簡単に破壊し、ふみにじることであつたためる眼のあたりになりました。我々とはまづまっていることはできません。一歩一歩斗いを前進さ

をましか、自らを守る道はない。斗いの大衆的前進によ
る他に、この権力の氏衆の眼をかすめた「夜暗の犯罪」
を阻む道はない。

なお、この犯罪を被る事となった、仲間のみならず
には別途、詳細に渡って、事態の把握と事後対策の調整
をいたしたく、ここに報告します。